

租税特別措置法第84条の5の2の規定に係る証明申請書

令和8年XX月XX日

(宛先) 内灘町長

申請人の住所(又は事務所所在地) 内灘町●●△△-1
氏名(又は法人名及び代表者名) 内灘 太郎

代理人の住所(又は事務所所在地) 内灘町●●△△-10
氏名(又は法人名及び代表者名) 内灘 花子

下記1の土地(以下「甲土地」という。)の所有権の登記名義人である甲は、当該土地に係る所有権を当該土地に隣接する他の土地(所在地番:内灘町●●△△-1)(以下「乙土地」という。)の所有権の登記名義人である乙に譲渡し、甲及び乙は、これを原因として、甲土地に係る所有権の移転の登記の申請を行います。

租税特別措置法第84条の5の2の規定の適用を受けたいので、下記1の土地に係る所有権の移転の登記について、下記2の事項を証明願います。

譲渡人(甲)の住所(又は事務所所在地) 内灘町●●△△-2
氏名(又は法人名及び代表者名) 内灘 次郎

譲受人(乙)の住所(又は事務所所在地) 内灘町●●△△-1
氏名(又は法人名及び代表者名) 内灘 太郎

記

1. 土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)
河北郡内灘町●●	△△番2	宅地	20 15

2. 証明事項

(1) 甲土地が、

- 地盤の液状化(側方流動)による被害の回復を図るため、内灘町が行った地籍調査の調査地域に所在する土地であること
- ①の地籍調査において調査された境界(実際の土地の現況)が登記所に備え付けられている地図(不動産登記法第14条第1項)の筆界と相違することとなった土地であること
- ②の相違を是正するため、①の地籍調査において土地の分割があったものとしての調査がされ、当該地籍調査の成果に基づいて分筆の登記がされた(国土調査法第20条第3項及び第32条)土地であること

(2) 甲土地と乙土地とが隣接関係にあること

令和8年XX月XX日

上記のとおり相違ないことを証明します。

内灘町長

印